

平成 2 0 年 度

第 3 回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成 2 0 年 1 1 月 6 日)

平成20年度 第3回 大垣市都市計画審議会会議録

平成20年度第3回大垣市都市計画審議会を、平成20年11月6日（木）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- 議 題
- 1 大垣都市計画下水道の変更について
 - 2 大垣市景観計画（素案）について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

黒川会長、藤垣副会長、車戸委員、三輪委員、笹田委員、石田委員、岩井哲二委員、長澤委員、田仲委員、羽賀委員、丸田委員、熊崎委員、高木委員

欠席委員

岩井豊太郎委員、鶴田委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	近藤 茂
都市計画課長	安田 浩二
下水道課長	土屋 雅敏
治水課長	今津 隆行
下水道課長補佐	増田 裕
都市計画課係長	真鍋 和生
都市計画課係長	奥田 卓己
都市計画課係長	河瀬 良康
都市計画課主査	三宅 忠

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主任	森井 信悟
都市計画課主事	細田 新二

(開会時刻 午前10時00分)

事務局
(都市計画課長)

おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様がおそろいでございますので、早速始めさせていただいて、よろしゅうございますでしょうか。

本日、ご出席くださいます、ありがとうございます。

ただいまから第3回の大垣市都市計画審議会を開催させていただきたいと存じます。私は都市計画課長の安田でございます。よろしく願います。

それでは、まず初めに、本日は、岩井豊太郎委員さん、鶴田佳子委員さんのお二人が御都合によりご欠席でございます。委員さんの2分の1以上のご出席をいただいているということで、条例の規定に基づきまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

会議に先立ちまして、諮問者でございます市長に代わりまして都市計画部長の近藤が、ごあいさつ申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

皆様、改めましておはようございます。

本日は早朝より大変お忙しいところ大垣市都市計画審議会にご出席を賜りましてありがとうございます。また、日ごろより本市の都市計画行政をはじめ市政全般にわたりましてご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして厚く御礼を申し上げますところでございます。

さて、本市は3月に「第5次総合計画」を策定いたしました。「水と緑の文化・産業・情報・交流都市」を将来都市像として各種施策に取り組んでいるところでございます。また、都市計画の分野につきましては、都市計画マスタープラン等の見直しの中で、適正な土地利用、都市施設の整備方針等、検討を進めているところでございます。

本日、皆様方には、『安全で環境にやさしいまちづくり』五次総のひとつの柱でございますが、これのため、浸水防除を目的としました大垣市公共下水道全体計画の雨水計画見直しに伴います雨水ポンプ場の新規追加などの大垣市都市計画下水道の変更につきましてご審議いただき、また、もうひとつの五次総の柱であります『快適で機能的なまちづくり』のため、市が積極的に景観まちづくりに取り組み、市民・事業者との協働により、その実現に推進することを目的としました「大垣市景観計画(素案)」につきまして、10月27日に開催させていただきました第2回大垣市都市計画審議会に引き続きまして、再度ご審議いただくことになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆さま方には、今後とも都市計画行政にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしく願います。

事務局
(都市計画課長)

それでは、早速でございますが、審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長ということで、お願いしたいと思っております。

なお最初にお断り申し上げますが、第1号議案終了後に議案内容の関係その他で、説明職員の事前の退出をお許しいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

黒川会長

みなさん、おはようございます。先週に引き続きまして、大変お忙しい中、ご苦勞様でございます。それでは、早速でございますが議事を進行させていただきたいと思っております。

その前に、本日の審議会におきまして、1名の方の傍聴希望者がございますが、この件につきまして、可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございます。それでは、審議会の傍聴につきまして許可いたしたいと存じます。

続きまして、本日の会議録署名者でございますが、三輪雅務委員さんと、羽賀豊委員さんのお二人にお願い申しあげたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日は先ほどの部長さんのごあいさつにもございましたが、全部で2件の議案がございます。

第1号議案といたしまして、平成20年11月6日付け20都第355号で諮問がございました「大垣都市計画下水道の変更について」を議題といたしたいと存じます。この件につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(下水道課長)

おはようございます。本日はご苦勞様でございます。下水道課長の土屋でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速でございますが、第1号議案でございます「大垣都市計画下水道の変更」につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料2ページをご覧頂きたいと存じます。これにつきましては今回、審議会への諮問書でございます。

おそれいりますが、次のページをお開き願いたいと存じます。3ページから4ページに渡りまして、大垣都市計画下水道といたしまして、決定いたしたい事項でございます。内容につきましては資料6ページ以降の参考資料、新旧対照計画書によりまして、後ほどご説明をさせていただきます。

次のページをお開き願います。今回のこの変更の理由につきまして、簡単にご説明させていただきます。

ご承知のとおり、大垣市の公共下水道は、公共水域の水質保全並びに生活環境の改善、浸水の防除を目的といたしまして、昭和33年3月に大垣地区の市街地中心部を対象とする公共下水道の都市計画決定を行ったところでございます。その後、市街化区域の拡張等に合わせまして、計画区域を数次に渡りまして拡張変更を重ねてきたところでございます。

平成18年3月でございしますが、ご承知のとおり、旧墨俣町と旧上石津町との1市2町によります合併に伴いまして、大垣市公共下水道のほか、特定環境保全事業あるいは農業集落排水事業などの多様な汚水処理事業と連携をさせまして、更なる下水道の普及に努めておるところでございします。

近年、都市計画によります土地利用の誘導等によりまして宅地化がどんどん進行し、水田等の湛水能力の低下、または舗装面等の増加によりまして、雨水の流出量の増加、それから、最近マスコミでも色々取り沙汰されております気象変化に伴います降雨量の増加など様々な要因によりまして市民生活に多大な影響をもたらす内水によります浸水被害が多発しているというのが、現状でございします。

このため、平成17年度には水害から市民の皆様の生命と財産を守り、明るく豊かな住みよい都市づくりを目指しまして、大垣地域全域におけます総合的な治水方針を示します「大垣市排水基本計画」の見直しを行ったところでございします。したがいまして、新たな治水計画を策定いたしましたところでございします。

この見直し計画では既存の吐口の位置及び排水区域や在来水路の流下方向等、現況排水系統との整合を図っていくということで、排水区や排水路の位置等について旧計画とは大きく内容を変更させていただくということでございします。

この「大垣市排水基本計画」の策定に伴いまして、都市部での浸水防除を目的の一つとしました大垣市公共下水道全体計画の雨水計画の見直しを行うと共に、市町の合併を踏まえまして、旧墨俣町が策定いたしておりました墨俣町公共下水道計画を大垣市公共下水道計画に統合し、墨俣処理区として位置付けるなど、新たな公共下水道全体計画の策定を行ったところでございします。

今回、上位計画でございします公共下水道全体計画の見直しに合わせまして、大垣都市計画下水道に墨俣処理区を追加統合するというところでございします。これによりまして、内水排除能力の強化に向けまして雨水ポンプ場を追加し、さらなる浸水防除を図る計画といたしたいものでございします。

また、笠木ポンプ場でございますが、これは、先般らい用地取得に伴います、用地取得は終わったわけでございますが、地積の測量、確定測量と申しますが、その結果を踏まえまして、敷地面積の修正を今回行うこととでございます。

さらに併せまして、平成13年4月に国の技術的助言として示されました都市計画運用指針により、都市計画決定を要する幹線管渠の下水排除面積を1,000ヘクタール程度以上とする事が示されました。従来は、その幹線というものは、100ヘクタール以上のものが都市計画決定の対象となっておりましたが、今申しました都市計画運用指針の変更によりまして、1,000ヘクタール未満の排水区域面積を担っております幹線につきましては、廃止をさせていただくということとでございます。

次ページをご覧くださいと思います。ここからは新旧対照計画書でございます。

さらにもう1ページお開き願いたいと存じます。新旧対照表でございますが、左が新計画、右が今までの計画になっております。この項目に沿ってご説明させていただきます。

1番といたしまして、下水道の名称でございますが、「大垣市公共下水道」に統合をさせていただくものでございます。

次に排水区域は従前、大垣処理区と平町処理区であったわけでございますが、墨俣処理区を加えさせていただくということとでございます。各処理区的面積等につきましては変更ございません。

次のページをお願いいたします。下水管渠は旧の計画でございますが、受益面積と申しますか、排水を受け持つ面積でございますが、100ヘクタールから1,000ヘクタール以上の排水区域面積を担う幹線に変更致したということとでございます。

(イ)の汚水につきましてでございますが、大垣市決定の17幹線、墨俣町時代に決定いたしておりました1幹線、合計18幹線から大垣処理区では4幹線、墨俣処理区は1幹線の合計5幹線といたすものでございます。なお、汚水1号、27号幹線、図面を添付させていただいておりますが、この2つの幹線につきましては幹線の終点を1,000ヘクタール以上の排水区域面積を担う所からと致しておりますので、位置を変更させていただくということとでございます。

(ロ)でございますが、雨水につきましては、従前の大垣処理区のみ10幹線から今回、1,000ヘクタール以上の排水区域面積ということで、すべてが今回削除となるものでございます。

1ページ飛ばして頂きまして、10ページをご覧くださいと存じます。その他の施設でございますが、処理場は大垣市浄化センターと墨俣浄化センターの2つでございますが、こちらは名称等を含め、変更はございません。

本今ポンプ場は汚水ポンプ場でございまして、こちらの変更はございません。世安、林、両ポンプ場でございますが、これは雨水ポンプ場でございまして、同じく内容等につきましては、変更はございません。

先ほど近藤部長が説明しました、鶴見ポンプ場が今回、新たに計画させていただきたい雨水ポンプ場でございます。位置につきましては長沢町4丁目地内、敷地面積でございますが約800平方メートル。

笠木ポンプ場も雨水ポンプ場でございまして、地積測量によりまして、旧の計画での敷地面積約3,140平方メートルから、確定いたしました約2,920平方メートルに変更させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。旧墨俣町が決定いたしました都市計画下水道でございます。

引き続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。図面が見にくく恐縮でございますが、こちらは雨水の総括図でございまして、下の凡例にございますとおり、黒色線で表示しておりますところが変更なしということでございます。黄色の線でございまして、変更前でございます。この図面上では旧計画での幹線のみを表示をさせていただいているということでございます。赤色の線でございまして、これが今回変更箇所でございます。新規に建設予定であります鶴見ポンプ場とそれから笠木ポンプ場を表示させていただいておりますということでございます。

続きまして、14ページをお開き願いたいと存じます。こちらが今回、新規に都市計画決定を行います鶴見ポンプ場の位置を示した計画図でございます。場所は先ほど申しました長沢町4丁目地内ということでございます。具体的にご説明いたしますと、平和堂アルプラザ鶴見の南側でございますが、一級河川 中之江川に面しました西側に位置する場所でございます。敷地面積は約800平方メートル。

ここで鶴見ポンプ場の計画概要につきまして簡単にご説明させていただきます。鶴見町および緑園地区、面積にいたしまして約45ヘクタール程でございますが、この地区の内水排除は現在、平和堂アルプラザ鶴見の南側でございます毎秒2トンの排水能力を持ちました排水機によりまして、内水排除を行っております。先程もご説明しましたが、近年、宅地化が進み、田畑等の湛水能力の低下、舗装面等の増加ということで、雨水の流出量の増加、それから異常気象に伴います降雨量の増加、ゲリラ豪雨などというようなマスコミでの表現もございますが、こういったことで、浸水被害が市内で発生しているということでございます。当地区も例外ではなく、皆様方ご記憶にも新しいと存じますが、平成16年の台風23号では、この地区で約1.8ヘクタール程の区域が内水によりまして浸水いたしております。今回、計画しております排水能力毎秒2.1トンの新鶴見ポンプ場を建設いたしまして、既設の排水機場と併せまして合計毎秒4.1トンの排水能力を確保すれば、先ほど言いまし

た平成16年の台風23号程度の雨では内水によります浸水被害が解消できるという計画で進めているところでございます。

おそれいりますが、13ページに戻って頂きまして、こちらは汚水の総括図となっております。凡例は雨水と同じでございまして、赤色線で表示してございます汚水1号幹線と27号幹線の終点位置が変更となっております。少し専門的になりまして恐縮でございますが、表記の仕方が少し変わるということだけでございます。

以上が今回の計画の内容でございます。

次に現在までの経過及び今後の予定についてご報告させていただきます。本案件につきましては、市民の皆様方への周知及び意見を求めるということで、9月24日に説明会を実施させていただきました。先月10月16日から同月30日までの2週間でございますが、都市計画法に基づく計画案の縦覧を併せて行わせていただきました。縦覧結果といたしましては、縦覧者は4名おみえになりまして、意見書の提出はございませんでした。

なお、この計画変更につきましては、大垣市の決定事項でございます。今後の手続きと致しましては、当審議会でご了承承りました後には、市で都市計画の変更の告示を行わせていただき、県知事へ図書の提出を行う予定でございます。

以上で第1号議案のご説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から第1号議案につきまして説明がございましたが、この件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

長澤委員

長沢町のポンプ場をなぜ鶴見ポンプ場と言うのですか。他は皆場所の名前が付けてあるが。

事務局
(下水道課長)

ご指摘のとおり、本来でありますと長沢ポンプ場ということでございますが、既存のポンプ場がすぐ北側に隣接しておりまして、これと並行して運転管理を行うということでご理解を賜りたいと存じます。

黒川会長

よろしゅうございますか。

長澤委員

はい。

黒川会長

他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

黒川会長

ご発言も他にないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいまご審議いただきました議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。どうもありがとうございました。

事務局
(都市計画課長)

次の議案に移ります前に、冒頭お願いいたしました、第1号議案関係職員の退室をお許しいただきたいと存じます。お願いいたします。

(土屋下水道課長、今津治水課長、増田下水道課長補佐 退室)

黒川会長

続きまして、第2号議案といたしまして、平成20年10月27日付け20都第339号で諮問がございました「大垣市景観計画(素案)について」を議題といたしたいと存じます。本議案は、平成20年10月27日、先週でございますが、開催しました第2回大垣市都市計画審議会にて諮問のあった案件でございます。

その日にお願い申し上げましたが、事前に委員の皆様方から意見書をいただいておりますので、事務局からまずご紹介いただきまして、また議案についての説明をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

事務局
(都市計画課
景観整備係長)

失礼いたします。景観整備係長の真鍋と申します。本日は、よろしくをお願いいたします。

前回の審議会におきまして、大垣市景観計画(素案)について概要をご説明させていただきまして、計画素案に対するご意見を提出いただきますようお願いいたしましたところ、4名の委員様からご意見、ご質問等を頂戴いたしました。ありがとうございました。

それらのご意見、ご質問等を取りまとめさせていただいたものが、お手元にお配りしております資料となっておりますが、「大垣市景観計画(素案)に関する意見等・回答」という両面で8ページまでございます資料でございます。今一度ご確認をお願いしたいと存じます。

答申に向けまして、これらの意見を資料の冒頭にご置きますとおり、次の区分により整理したいと考えております。

意見区分として、まず、【A】は、計画(素案)の修正事項として答

申するもの。

【B】は、計画の推進にあたって、留意すべき意見として答申に付記するもの。

【C】は、審議会における意見として資料及び会議録に記載し、答申には反映しないもの。という区分けでございます。

また、これから計画素案の該当ページ順に説明してまいります。いくつかのご意見を頂戴しておりますので、まず、意見ナンバー1から9まで、資料のページ数で申し上げますと、1ページから4ページまでにつきまして、ご説明、ご回答させていただきまして、ご確認をいただきたいと存じます。基本的には、頂戴しましたご意見をそのまま資料の方に記載させていただき、その下に回答を掲載してございます。

では、資料の1ページから、ご説明させていただきます。併せまして、先般配布させていただいております景観計画（素案）の本篇も見比べながらお願いできればと思います。

まず、資料1ページ、ナンバー1、笹田委員様からのご意見でございます。

該当ページは1ページ、前提条件の整理の（1）景観形成の考え方でございます。

意見としましては、「景観形成の主体者は誰なのでしょうか。市が主体で市民・事業者が受身的になっているように読み取れる。市民・事業者及び行政が主体であるならば、文言の修正をされてはいかがか。」というご意見でございまして、記載してあります①趣旨の1行目でございますが、「大垣市が積極的に景観まちづくりに取り組み、市民・事業者との協働により」となっている部分を、「市民・事業者及び市が協働し、積極的に景観まちづくりに取り組み、」と修正してはとのご意見と、②理念の中の3つ目の項目でございまして、「市民の意向を十分踏まえ、評価を得て」となっている部分を「市民が主体となったまちづくり計画をすすめる」にしてはどうかというご意見でございまして。

回答と致しまして、①につきましては、ご指摘いただきましたとおり文章の訂正を行いたいと考えております。

②につきましては、景観法の基本理念の中の記述に沿ったものとなっておりますので、このままでご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、2ページ目、意見ナンバー2、高木委員様からのご意見です。資料は6ページから7ページにかけてということでございます。

ご意見と致しまして、「良質な地下水、自噴水を持ちながら、PR不足、それから施設の整備、設置が十分でない。」ということと、「文中」とありますが、7ページの本文の中の下から6行目でございます。「西

濃圏域の中心都市として、風格が失われつつあり、市民が大垣市に誇りを感じられなくなっています。これにつきまして、早急に対処しないと、大垣市の衰退に繋がることは必至です。」というご意見でございます。

回答と致しましては、いただきましたご意見の趣旨につきましては、十分理解をさせていただきまして、今後、市の行う整備や事業の参考とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご了解いただきたいと思っております。

続きまして、意見ナンバー3、笹田委員様からのご意見、ご質問でございます。該当ページは7ページでございます。

景観形成の目標でございますが、「『大垣らしい』という表現が出て参りますが、これは漠然としていて、共通したイメージを持つことが難しいのではないかと、ここでいう『大垣らしい』とは『歴史のあるまち』ということでしょうか」というご意見、ご質問でございます。

回答と致しましては、「大垣らしさ」とここで申し上げておりますのは、歴史、文化はもとより、産業であるとか、自然、里山、水屋等々多彩なものでございまして、ひとつの文章で表現することは困難であると考えて、このような表現にしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きましてナンバー4の意見でございます。羽賀委員様からのご意見です。該当ページは9ページでございます。

この本文の中に追加をということで、いただいておりますが、「県民協働による農地・水・環境保全向上対策や『森林づくり委員会』の活動の記述を入れる。」ということでございます。

回答と致しまして、提案いただきましたご趣旨を踏まえまして、本文中に記述を入れることを検討させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

続きまして3ページ目でございます。意見ナンバー5、同じく羽賀委員様からご意見でございます。該当ページは10ページでございます。

景観計画の中の景観形成方針を実現していくため定める項目という中で景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を定めることが、これは景観法上可能となっております。このことを踏まえて、10ページの項目のひとつとして追加をされてはどうかというご意見でございます。

回答と致しまして、景観計画策定にあたりまして、ご指摘いただいております「景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項」について庁内の関係部局と検討を行いましたが、現段階では具体的な景観農業振興地域整備計画に関する記載までには至らなかったということでございます。

ます。ですが、今後必要に応じまして、市民等や担当部局との協議を行いながら、検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

続きまして意見ナンバー6、同じく羽賀委員様からのご意見でございます。該当ページは13ページでございます。

③田園の情景区域の「方針」の中の記述に追加してはどうかということで、「方針」の3つ〇があります一番下でございます。「農地については、多面的機能を地域住民全体で理解し、機能や景観の保全に努めます。」という表現にしてはどうかということです。

回答と致しましては、提案の趣旨を踏まえさせていただきまして、記述の変更を検討させていただきます。

同じく意見ナンバー7、羽賀委員様からのご意見でございます。

13ページ下の④の里山の情景区域の「方針」の中の3つ目の〇の所でございますが、「農地については地域住民全体で荒廃を防止し、里山景観を保全します。」という表記に変えてはどうかということです。

この回答としましても、提案の趣旨を踏まえさせていただきまして、記述の変更を検討させていただきます。

続きまして4ページでございます。意見ナンバー8、高木委員様からのご質問でございます。該当ページは14ページということでいただいております。

ご意見としまして、「市民一般が景観法について、どれだけの関心と認知を持っているのだろうか。」ということでございます。

回答と致しまして、この計画を策定するにあたりまして、平成19年に行いました景観に関する市民アンケートでは、景観形成のための規制について、6割以上の方が必要もしくはどちらかといえば必要であるというように考えているという回答をいただいておりますので、景観についての関心は高いのではないかとというように認識をいたしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

続きましてナンバー9、高木委員様からのご意見でございます。該当ページは同じく14ページでございます。18ページとも関連するということで記載をいただいております、景観法第16条の法的効果のことについてでございます。

「景観を著しく阻害する案件については、単なる指導勧告にとどまらず、法の行使がなければ効果が出ないのではないか。」というご意見でございます。

回答と致しましては、法的な措置を行うことは、今の景観法上可能ではございますが、まずは景観に対する市民意識の高揚を図ることに重点を置く意味で、今回の素案では、設計の変更、その他必要な措置をとることを勧告するというにとどめております。今後、順次必要に応じて計画の充実を図ってまいりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

説明が前後致しましたが、冒頭に説明させていただきました、意見区分の【A】【B】【C】というものがございますが、事務局で考えております意見の区分けをそれぞれの意見につきまして、ナンバー1であれば【A】、2番、3番は【C】、4番は【A】、5番は【C】、6番、7番は【A】、8番、9番は【C】、というかたちで考えておりますので、併せてご審議を賜りたいと思います。一旦ここで失礼いたします。

黒川会長

ありがとうございました。ただいま、全部で18点ご意見いただきました内の9点目までについて、その内容を紹介していただきますと同時に【A】【B】【C】という3つに区分させていただくという説明がございましたが、この内容区分につきまして、ご意見をいただきました、笹田委員さん、羽賀委員さん、高木委員さんいかがでございましょうか。ご理解いただければ大変ありがたいと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

笹田委員
羽賀委員
高木委員

はい。
はい。
はい。

黒川会長

ありがとうございました。それでは、引き続きまして、ナンバー10以降のご意見につきまして、内容区分について、説明をお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

事務局
(都市計画課
景観整備係長)

引き続きまして、5ページから最後まで、ご説明、ご回答をさせていただきます。

ナンバー10、笹田委員様からのご意見です。該当ページは23ページでございます。

この地域は、景観形成の考え方で「住宅地として良好な環境を維持します」と真ん中の網掛け部分に書いてありますが、交通渋滞、通学路等の問題がありますので、本当の意味での良好な住環境形成を行うためには、周辺地域も含めて検討が必要であるとのご意見でございます。

もう1点、「景観形成重点地域としての住民合意はできているのでしょうか」ということでございます。

ご指摘いただいたご意見につきましては、今後、この地域の景観形成を行う上で、当然議論される問題であると考えておりますので、実際の地域指定にあたっては、いただきましたご意見のご趣旨を踏まえまして、良好な住環境の形成に努めていきたいと考えております。また、地域指定にあたりましては、もとより地域の皆様の合意というものが前提でございますので、慎重に協議を進めていきたいと考えております。意見区分としては【C】と考えております。

続きまして意見ナンバー11、高木委員様からのご意見です。該当ページは24ページです。

「ソフトピア周辺は美しい街路樹とアベニューが、かなり良いハーモニーを作っているが、更にどのような手を加えるのでしょうか。」とのこと。

景観形成は創造するだけではなく、その維持を行うことも重要であると考えておまして、ソフトピアジャパン地区につきましては、現在の良好な景観を維持することを地域指定の目標にしたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思ひます。意見区分としては【C】ということで考えております。

続きまして6ページ。意見ナンバー12、三輪委員様からのご意見でございます。該当ページは25ページでございます。本文の上から6行目でございます。

「『地域住民の合意を得ることが難しい場合を想定して、景観形成モデル地域の指定提案制度を設ける』ということが書いてありますが、市への素案提出時の要件は重点地域と同じ『土地所有者の3分の2以上の合意』であるということで、これでは、両地域の違いが市の裁量のみとならないか」というご意見で、「3分の2以上の合意」ということは、26ページの比較表の中で書いてございます。

これにつきましてはご指摘いただきましたとおり、景観形成重点地域につきましては、市から積極的に提案を行っていくものでございますが、どうしても地域住民に対する制約が多くなります。その点、景観形成モデル地域は、地域住民等からの提案によりまして具体的な対象区域であるとか行為の制限事項を住民と行政が協働で決定していくものですので、そのあたりの違いをご理解いただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

続きまして意見ナンバー13、同じく三輪委員様からのご意見でございます。該当ページは29ページから32ページにかけての景観遺産の関係部分でございます。

意見と致しまして、「景観遺産の指定は景観遺産審議会の意見を聞いて行うということにしておりますが、新しく設置するよりも、現在の都市景観審議会の構成員の変更を行って、調査審議されるのが妥当ではないか」というご意見でございます。

これにつきましては、大垣市景観遺産審議会は、特に大垣市景観遺産に関わる決定を行う機関といたしまして、都市景観審議会とは別に、より専門性の高い新たな審議会として設置を検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。意見区分としては【C】ということで考えております。

続きまして意見ナンバー14、高木委員様からのご意見でございます。該当ページは32ページでございます。

「大垣市景観遺産審議会の設置はタイムリーだと思います。力のある存在になればいいのですが。」ということです。

これにつきましては、大垣市景観遺産審議会は、文化財や建築、景観の専門家により構成をしまして、後世に伝承すべき景観を有する建物や構造物等を総称する「大垣市景観遺産」の保存及び活用に関する専門的な調査審議を行う組織とするように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

続きまして7ページ、意見ナンバー15でございます。高木委員様からのご意見でございます。該当ページは33ページになります。

違反広告バスターズに関する件ですが、「バスターズへの依存にとどまらず、有償のパトローラーを使ってでも効果をあげたい。」とのことです。

市全体の違反広告物除却件数は、違反広告バスターズの制度開始の平成16年当時は、年間4,000件以上ございましたが、現在は1,400件程度にまで減少してきております。違反広告物を設置しても直ちに除却されてしまうという体制ができつつありまして、違反広告物を設置すること自体が減ってきているという状況でございますので、非常に効果をあげていると考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

続きまして意見ナンバー16、三輪委員様からのご意見です。該当ページは38ページから40ページにかけての景観遺産ファンドと修景助成金制度についてでございます。

「遺産にこだわらず、(仮称)大垣市景観ファンドという名称で、現在の助成金制度と一体とし、集中的に景観形成に対する助成を行う事が良いと考えます。」ということです。

これにつきましては、提案の趣旨を踏まえさせていただきます、将来的に制度の統合というものを検討してまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

続きまして意見ナンバー17、高木委員様からのご意見でございます。該当ページは44ページの③関連計画についてということでございます。下から4行目でございます。

「上石津の時山区域につきましては、大垣市中にない山紫水明ということで、もっと売り出しても良いのでは。」ということでございます。

上石津時山地域は景観形成モデル地域の検討対象地域としておりまして、先人から受け継いできた里山景観を保全し、階段集落からなる特徴的な里山集落景観というものがございまして、それを維持していく区域として検討を進めてまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

続きまして8ページでございます。意見ナンバー18、高木委員様からのご意見です。該当ページは同じく44ページの関連計画についてということです。

「船町周辺は整備が進み、完成が現実味を帯びてきているということで、おはらい町やおかげ横丁を凌駕するような賑わいプラザを作りあげてもらいたい。」というご意見です。

ご指摘のご意見につきましては、「奥の細道むすびの地周辺整備構想」についてのものであると思われまので、個々の具体的な整備につきましては、今回の景観計画で定めるものではございませんけれども、頂いたご意見につきましては趣旨等踏まえまして担当課へ伝えさせていただきますのでよろしくご理解をいただきたいと存じます。

大変雑駁な説明と回答でございましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

黒川会長

ありがとうございました。ただいま、この資料の5ページから8ページまで、その内容の紹介と意見区分の振り分けについて回答がございましたが、ご意見をいただきました笹田委員さん、三輪委員さん、高木委員さんいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

笹田委員
三輪委員
高木委員

はい。
はい。
はい。

黒川会長

ありがとうございました。それでは、ただいま事前にご意見いただきました内容の紹介、それから区分につきまして回答ございましたけれども、ただいまご紹介させていただきましたご意見の他に、本日出席の委員の皆様でご意見ご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。

車戸委員

マンセル記号の件ですが、景観計画のルールの内、市全域における行為の制限対象として色彩は「マンセル表色系により、明度2以上かつ彩度8未満とする」ということで、無彩色の場合には、ブラックは9になるのでしょうか。これは、全体を塗った時はだめなのでしょうけど、ポイントで使えば良いですよなど、そこら辺りは何かあるのでしょうか。

事務局
(都市計画課長)

専門家の先生にお話しするのは非常に恐縮でございますが、私どもの今回お示しさせていただいておりますマンセルの規制範囲につきましては、おおまかなガイドラインということで、個々の建物はそれぞれ意匠の問題、そういった点で製作者の意図というものを十分反映させるべきだと思いますので、そのあたりは、おおまかにこの範囲であれば皆様方にご理解いただける景観的な色彩ではないかという程度でございますので、弾力的に運営したいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

車戸委員

届け出の対象がワンランク上がった、厳しくなったということですね。

事務局
(都市計画課長)

はい。

車戸委員

分かりました。

藤垣委員

14ページから16ページの行為制限の関連の道路からの後退についてです。市街化区域におきますと、セットバック4メートルということがなされている地域が多いと思いますが、気になっているのは、過去の戦災に遭わなかった旧市街地地域の非常に道路幅員の狭い地域とか、昔の土地改良事業でその地域全体の道路が3メートル、4メートルというような地域が市街化区域の中に残っています。そういう地域は車の通行が非常にしにくいという影響がある。例えばロックシティの東側の地区計画がなされて、道路幅員6メートルというようになっていくような段取りで地域との協議を進めておられますけれども、そういう地区を広め、計画の中には入っているので結構ですが、16ページの「土地の形質の変更(その他)」の中で、「地区計画や建築協定を定めるように努める。」となっていますが、「努める」というのは少し弱いので、もっ

と地元積極的にアタックするようなかたちでやっていただきたい。そのような積極性を持っていただきたい。以前から何とかならないかと気になっていることで、最近の区画整理を使われた地域とか6メートル道路で土地改良事業がなされた地域は、それなりの地域として住宅化がなされているのですが、気になる地域が多々ありますので、これをセットバック例えば6メートルになってくれば、期間はかかると思いますが、待避線という効用もありますし、圧迫感も少しでも和らぐのではとおもいますので、よろしくご検討お願いします。

事務局
(都市計画課長)

景観計画としての規制内容については、先ほどご説明を申しあげた中で、景観法には今後都市計画の手続きをもって、景観地区であるとか具体的な地区計画を定めることは可能ではございますが、先ほどのご質問やその他の委員の皆様からもしもございましたように、いきなり「ねばならない」で進める景観計画ではないという視点で、藤垣委員がおっしゃられた部分についても表現が今「努める」となっておりますのは、地域の皆様方のご同意を得ながら順次都市計画手法を導入するという視点は変わっておりませんので、地区計画、建築協定、緑地協定などを使いまして、景観形成を順次行っていくということで、計画がスタートであって、完成ではございませんので、ご了解いただければと思います。趣旨は十分存じあげておりますので、ご指導お願いします。

藤垣委員

分かりました。

黒川会長

ありがとうございました。できるだけ多くの委員の皆様にご意見を伺いたいと思いますが、長澤委員さんいかがでございましょう。

長澤委員

この中に、大垣市が求めている「水と緑のまちづくり」の緑の分野について、もう少し具体的にこの景観の中へ表現していく必要があるのではと思ったのですが。

事務局
(都市計画課長)

長澤委員からご質問のあった緑の部分につきましては、それという「緑」ということでは表現しておりませんが、「田園の情景区域」の中では、例えば敷地の緑化を進めるとか、ある程度修景緑化を行うというような、ページでいいますと15ページ、16ページ、その他行為制限の中にも少しずつ出ておりますので、その部分については、当面こういったかたちで個々の地域、あるいは個々の景観形成区分ごとに緑についての考え方を表示しているという程度でお許しいただければと思っております。なお、参考でございしますが、緑の基本計画を別途作成して進めておりますので、そちらとの連携をはかりながら、景観形成の推進

に努めたいと思いますので、ご理解いただければありがたいと思います。

黒川会長

いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

長澤委員

はい。

黒川会長

ありがとうございました。順次、個別にお伺いしていきたいと存じておりますので、特にご意見ございませんでしたら、ないと回答していただければありがたいと思いますが、岩井哲二委員さんいかがでしょうか。

岩井哲二委員

計画見させていただいて、都市は生き物だといつも感じておりますので、そのあたり、ここはこういうように決めているのだから、こう動かさないのではなく、見直しの期間とか、ある程度期間をとって、柔軟に対応していただいて、その時その時の大垣にあった景観にしていきたいですね。

事務局
(都市計画課長)

岩井委員のおっしゃるとおり、順次計画を成長させていくということで、基本的な指針を示させていただいております。随時そういった時代に合った景観をということを十分留意して進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

黒川会長

ありがとうございました。それでは石田委員さんございませんででしょうか。

石田委員

ございませぬ。

黒川会長

田仲委員さんいかがでございましょうか。

田仲委員

特にはありませんが、私の立場上からいえば、基本的な指針の部分はいいですが、枝葉末節の部分に入った時に、安全とか安心の部分を中心に環境都市、その全体の構築の中でどういう風に考えていくかという部分を今後の計画の中に少しでも関心を持っていただいて、組み入れて頂くという方向性をよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局
(都市計画課長)

田仲委員のおっしゃる通り、具体的な計画実行段階での色々な点でバスターズにいたしましても安心・安全もからんでおりますし、警察にもご協力いただきながらやっておりますので、そういった点、十分留意して計画推進に努めて参りますのでよろしくお願ひします。

黒川会長	ありがとうございました。では丸田委員さんいかがでしょうか。
丸田委員	特にございません。
黒川会長	熊崎委員さんいかがでしょうか。
熊崎委員	特にございません。
笹田委員	資料の3ページのところ、羽賀委員のご意見のところ「景観農業振興地域整備計画」の策定に関する事項ということで、回答に「現段階では具体的な景観農業振興地域整備計画に関する記載までには至りませんでした」と一応検討されたということですが、具体的にはどのような議論があったのか、もう少し詳しく教えていただけますか。
事務局 (都市計画課長)	羽賀委員様からのご意見のご回答のときに庁内検討をした結果と表現させていただきましたのは、ご承知のように農政部局で今、農振地域の変更計画を作っております。それから、今回求められております農振の整備計画につきましては、田畑等のいわゆる農業振興地域における景観形成として、ひとつ例にあげられておりますのは、耕作放棄地等をどうするか、例えばそこが荒れることによって、農村景観を阻害するというような場合が予想されるというようなかたちで、何らかの施策がないのかという議論をしました。今の時点では、先ほど申しました農振整備計画の見直しもございまして、それからそういった耕作放棄地についての考え方についても、特段こういうかたちでという計画が十分煮詰まったものが今の段階ではないということで、今後、この計画はこれで終わり、何年が目標というものではございません。順次この内容に付加する都市計画的な手続きとか、項目の追加を考えておりますので、その時点で農業振興地域の計画があれば入れようという検討経過でございますので、ご理解いただければと思います。
黒川会長	よろしゅうございますでしょうか。
笹田委員	はい。
黒川会長	既に事前にご意見をいただいている委員の中で、今日改めてご質問、ご意見ございましたら、ご発言いただければと思います。
高木委員	先ほど長澤委員さんがおっしゃいました「水と緑」これが大垣市の大きなテーマでございます。ご回答もありましたが、緑の部分につきまして、市街地における緑の面積が以前と現在がどのくらい面積が広

がっているのかを知りたいのと、実際に長澤さんがおっしゃいましたように、もっと市街地の緑が増えたほうが良いような気がします。私の認識不足かもしれませんが。

黒川会長

「水と緑」のデータの事でしょうか。

高木委員

特に緑ですね。市街地における緑が占める面積、公園緑地であるとか、街路樹であるとか緑全体ですね。

黒川会長

その点は今、回答可能でしょうか。

事務局
(都市計画課長)

緑の基本計画等のデータを持ち合わせておりませんので、もしお許しただけならば、後ほどまたお示しさせていただくということで、よろしいでしょうか。

高木委員

そこまではよろしいです。

黒川委員

第2点目に関しましては、長澤委員さんのご意見と軌を一にするのではないかと思います。

長澤委員

緑は入れれば良いというものではない。景観ということからいくと、中心市街地の中にどのような緑を入れて、どのような形をしているかということが重要だと思う。だからそこら辺りも含めて、緑のまちづくりと併せて景観づくりに生かしていかなければいけない。そのあたりも十分配慮していただきたい。

黒川会長

ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。

(発言なし)

黒川会長

そういたしましたら、ただいま事前にいただいたご意見以外にこの場でご意見いただきましたけれども、これらのご意見に対しまして【A】【B】【C】という区分ですが、これは直には可能でございませうか。

事務局
(都市計画課長)

私のほうで今お聞きした中で、大変恐縮でございしますが、長澤委員からご指摘いただきました緑についての考え方等は十分尊重して施策の中で考慮するという事。それから、岩井委員がおっしゃられた都市の可変性に応じた施策の弾力的な推進をということ。田仲委員からご指摘いただきました安全・安心のまちづくり施策を景観の中でど

のようしていくかという点についても十分留意するという事。この大きな3点については、答申書の付記事項として、考え方の基本でございますので、文書の訂正ではなく、考え方を付記させていただくという方向で、【B】というものをつくらさせていただきます。残りについては、先ほどご了解いただきました、答申で原文修正するもの及び議論として残していくものに分けさせていただきますので、概ねそのような方向で今の段階で考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

黒川会長

いかがでございましょう。付記させていただく3点につきましては、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。それでは、本日皆様から事前のご意見も含めまして、ご意見を様々頂戴いたしましてありがとうございました。そして、それに基づきまして【A】【B】【C】という意見区分に整理させていただきましたけれども、その内容に応じまして、これらを市長さんに答申または答申に付記いたしたいと存じます。答申の具体的な文章につきましては、ここで一語一語決めていくというわけにはまいらないと思いますので、それにつきましては、僭越ながら私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。それでは、後日、事務局を通じまして、市長さんに答申いたしたいと存じます。また、答申書につきましては、後日、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。

本日は慎重なご審議をいただき、また、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます

これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会と致したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午前11時10分)

大垣市都市計画審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者